●要介護(支援)認定の手続きの流れ

① 相談:福祉課(包括支援センター)窓口



② 申請:福祉課窓口(本人や家族など)



③ 訪問調査

(町職員が自宅や病院等へ 訪問し聞き取り調査) ④ 主治医意見書

(かかりつけの主治医に 町が依頼し作成してもらう)



⑤ 要介護(支援)審査



⑥ 認定結果通知 (原則、申請から30日以内に通知)



⑦ 要介護・要支援認定



⑧ 非該当(自立)



介護(予防)サービスの利用へ



一般介護予防事業の利用へ

- ●出張予防教室
- ●健康体操教室
- ●ころばん教室
- ●脳トレ教室
- ●ミニデイサービス など